

住宅宿泊事業(民泊)制度開始について

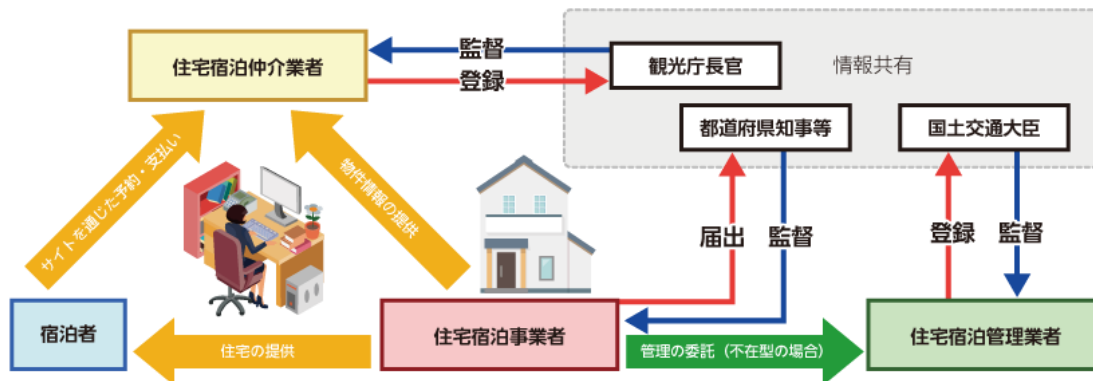
平成30年6月15日から住宅宿泊事業法（民泊新法）が施行となります。

（富山県への事業届出開始日 平成30年3月15日から）

富山県内で住宅宿泊事業の申請を行う場合は、「[消防法令適合通知書](#)」の添付が必要となります。「[消防法令適合通知書](#)」は所轄の消防署長あてに交付申請することになっており、届出住宅（部分）が消防法令に適合していることが確認された後に交付されます。

交付申請にあたっては、ホームページ内の「[申請等様式](#)」のコーナー内の「[住宅宿泊事業（民泊）](#)」の欄にある「[消防法令適合通知書交付申請書](#)」にてお願いします。その際に、同じ欄にある「[住宅宿泊事業に係る消防法令適合通知書交付申請の手引き](#)」及び「[消防法令適合チェックリスト](#)」で消防法令に適合しているかを確認して下さい。不明な点や質問等がありましたら所轄の消防署予防課まで相談ください。

また、所轄にある届出住宅（部分）の消防法令適合状況を照会する場合は、「[届出住宅の消防法令適合状況に関する照会書](#)」用紙にて所轄の消防署長あてに照会してください。



関連サイト

[観光庁 民泊制度ポータルサイト](#)

[富山県 住宅宿泊事業について](#)

[富山県 民泊サービスの提供について](#)

[厚生労働省 民泊サービスを始める皆様へ](#)

[厚生労働省 民泊サービスと旅館業法に関するQ & A](#)

[消防庁「民泊サービス」を提供する場合の注意喚起リーフレット](#)

問い合わせ先

□新川地域消防組合 黒部消防署予防課

住所：〒938-0014 富山県黒部市植木 761 番地 1

TEL：0765-54-0119

□新川地域消防組合 入善消防署予防課

住所：〒939-0642 富山県下新川郡入善町上野 571 番地

TEL：0765-72-0135

□新川地域消防組合 朝日消防署予防課

住所：〒939-0743 富山県下新川郡朝日町道下 1062 番地

TEL：0765-83-0009

□新川地域消防組合 宇奈月消防署予防課

住所：〒938-0282 富山県黒部市宇奈月温泉 322 番地 3

TEL：0765-62-1226

